

名古屋市告示第45号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第4項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第490号により指定した措置管理区域の全てを解除します。

また、同条例第58条の4第2項の規定に基づき、同告示により指定した拡散防止管理区域の全てを解除します。

令和8年2月3日

名古屋市長 広沢一郎

1 措置管理区域について

(1) 指定を解除する区域

名古屋市千種区宮東町1番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

六価クロム化合物（土壤溶出量基準）

(3) 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

2 拡散防止管理区域について

(1) 指定を解除する区域

名古屋市千種区宮東町1番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ひ
砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふつ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

(3) 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課